

施設の利用における情報・案内の重要性

わかりやすい動線計画は、障害がある人などの施設利用の上で最も大切なことですが、より安全にかつ快適に行動するためには、施設の利用や移動に関する情報を的確に伝える設備が必要です。なかでも危険回避を示す点状ブロックや光や音による緊急時の通報・誘導などの情報設備は、視覚障害者や聴覚障害者にとっては命を守るための重要な設備といえます。また、誘導や案内の設備を施設全体の利用計画の中で一体的に整備することも重要です。

[1] 視覚障害者誘導用ブロック等

基本的な考え方

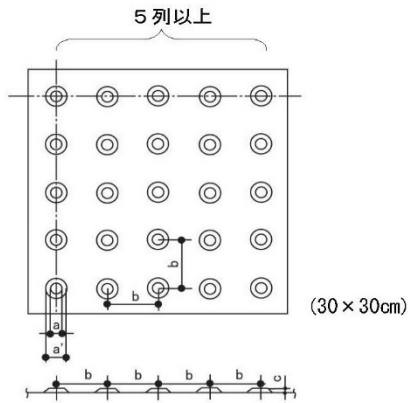
視覚障害者にとって行動するときにはたいへん神経を使うため、情報不足を補えれば少しでも不安の解消になります。視覚障害者誘導用ブロック等は、情報伝達や危険回避のための手段であり、また、色づかいなどに配慮することによって、高齢者などにも有効になります。さまざまな状況を考慮し、視覚障害者などが容易に確認でき、かつ、わかりやすい方法で敷設することが必要です。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	視覚障害者誘導用ブロック等の仕様	<p>●視覚障害者誘導用ブロック等は、線状ブロックおよび点状ブロック等を適切に組み合わせたものとする。〈建14の(2)ア〉</p> <p>●線状ブロック等は、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものとする。〈建14の(2)ア〉</p> <p>●点状ブロック等は、点状の突起が設けられており、かつ周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものとする。〈建1の(3)〉</p>	<p>(図 I.4.1.1)</p> <p>線状ブロック等は、歩行方向を案内することを目的とし、移動方向を指示するためのものである。</p> <p>点状ブロック等は、前方の危険の可能性若しくは歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とし、注意を喚起する位置を示すためのものである。</p>
	敷設場所	<p>●視覚障害者誘導用ブロック等の敷設は、それぞれの項目（敷地内通路、廊下等、傾斜路、階段、歩道等、園路・出入口、改札口・通路等、プラットホームおよび乗船場など）に定めるところによる。</p>	<p>視覚障害者は、音、人の流れ、風、触知等を感じながら通行している。このような特性を踏まえつつ設計を行う必要がある。</p>
望ましい整備		解説	
視覚障害者誘導用ブロック等の仕様	<p>○点状ブロックと線状ブロックは、触感覚による識別が容易なものとする。</p> <p>○点状ブロックは、視覚障害者に注意すべき位置や誘導対象建築物等の位置を案内する場合に用い、線状ブロックは、通路等の方向を案内する場合に用いる。</p> <p>○十分な強度を有し、ぬれても滑りにくい材質で、歩行性、耐久性、耐摩耗性にも優れたものとする。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロック等と敷設床面は、明度や色彩のコントラストのはっきりしたものとする。</p> <p>○弱視者に配慮し、黄色・橙色を原則とするが、他の色を選択する場合は、周辺の床材の色との明度の対比などに配慮する。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する部分の周辺床材は視覚障害者誘導用ブロック等の凹凸が、触感覚で確認しやすいようにできるだけ平坦なものをを用いる。</p>	<p>視覚障害者誘導用ブロック等の材料には様々なものが考えられるが、採用にあたっては周囲の床の材料との対比、視覚障害者が使いやすいか、等に配慮する。</p> <p>・金属製の視覚障害者誘導用ブロック等は、弱視者には色の違いがわかりにくい場合があること、使用する部位によっては雨滴によりスリップしやすいこと、施工上の精度が悪いものやはがれやすいものがある等の問題がある。</p>	

敷設方法	<p>○過剰な敷設はかえって混乱を招くので、明確な経路となるよう基本となる動線に敷設する。</p> <p>○原則として湾曲しないように直線的に敷設し、曲がる部分は直角に配置する。また、遠回りにならないように主動線上の歩行ルートとする。</p> <p>○線状ブロックは、線状突起の方向を平行にして、連続して敷設する</p> <p>○危険の可能性、歩行方向の変更の必要性を予告する部分には、点状ブロックを設置する。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロック等を一連で敷設する場合は、視覚障害者の混乱を防ぐためにできるだけ同寸法、同材質の床材を使用する。</p> <p>○下肢障害者や車いす使用者及び高齢者の通行の支障 とならないよう、過剰な敷設は避ける。</p>	<p>(図 I.4.1.2、図 I.4.1.3)</p> <p>敷地内の通路上に設けられた柵蓋等により、視覚障害者誘導用ブロック等による誘導が途切れることがないよう、あらかじめ屋外計画や設備計画と調整を図ることが望ましい。</p> <p>視覚障害者誘導用ブロック等は、車いす使用者や高齢者、杖使用者、肢体不自由者にとっては通行の支障になる場合もあるため、敷設位置については十分な検討を行い、車いす使用者が円滑に通行できる余裕を確保することが望ましい。</p>
敷設場所	<p>○その他必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する場合は、「視覚障害者 誘導用ブロック設置指針 (建設省道路局)」等を参考とする。</p>	
誘導	<p>○案内設備までの視覚障害者誘導用ブロック等による誘導だけでなく、便所やエレベーター、主要な利用居室など利用頻度が高い場所まで誘導する。</p>	<p>不特定多数の人が利用する施設で広いロビーやホワイエがある場合、受付カウンター等の案内設備が建築物の出入口と異なる階にある場合等には、案内設備以外にエレベーターへの誘導の必要性が高い。</p> <p>役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地の入口から受付等案内設備、エレベーター、階段、トイレ、福祉関係の窓口などの利用頻度が高いところまでの連続的な誘導が必要である。</p> <p>建築物内に敷設する場合は、いわゆる誘導マットを利用することも考えられる。</p>
音声誘導装置	<p>○視覚障害者には、視覚障害者誘導用ブロック等以外にも音声誘導装置による案内を考慮する。</p> <p>○音声案内装置は音声の内容との食い違いが生じない位置に設置するよう配慮する。</p>	

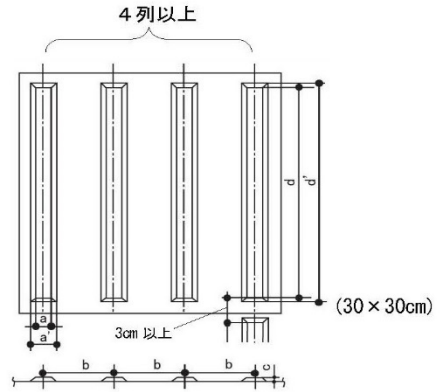
点状ブロック
前方の注意喚起、歩行方向の転換、誘導対象施設等の位置情報を予告する



単位：mm

記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a'	a+10	
b	55~60	
c	5	+1 0

線状ブロック
線の延長を歩行方向として案内する



単位：mm

記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	a+10	
b	75	
c	5	+1 0
d	270以上	
d'	d+10	

図 I.4.1.1 視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法

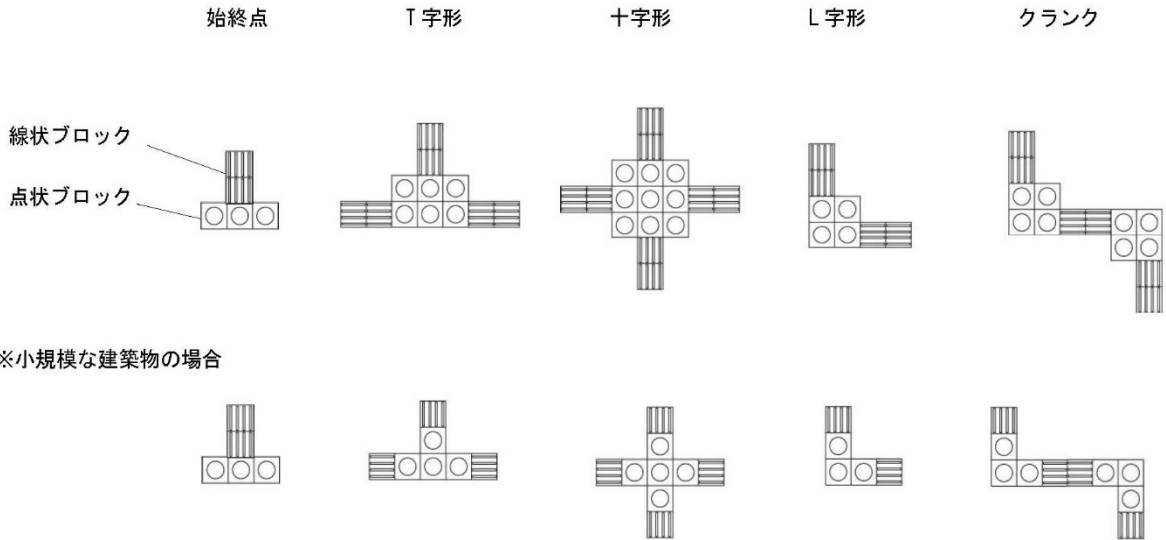


図 I.4.1.2 視覚障害者誘導用ブロックの分岐部・屈曲部の敷設方法の例

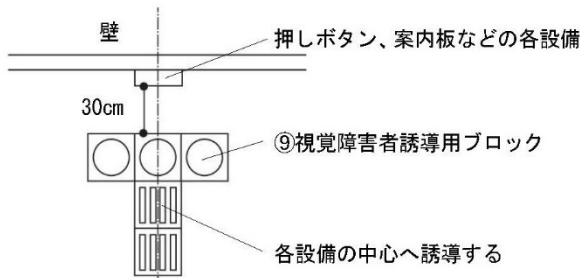


図 I.4.1.3 視覚障害者誘導用ブロックの各設備への敷設方法の例

[2] 案内標示

基本的な考え方

施設を利用したり、目的の場所へ行きたい時に、案内表示による情報がなければうまく行動できません。だれにもわかりやすい表示をするためには、標示の位置や大きさ、色彩、点字の併用など、こまやかな配慮が必要となります。また、こうした表示は施設内の移動や利用の面からも計画的に配慮されることが大切です。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

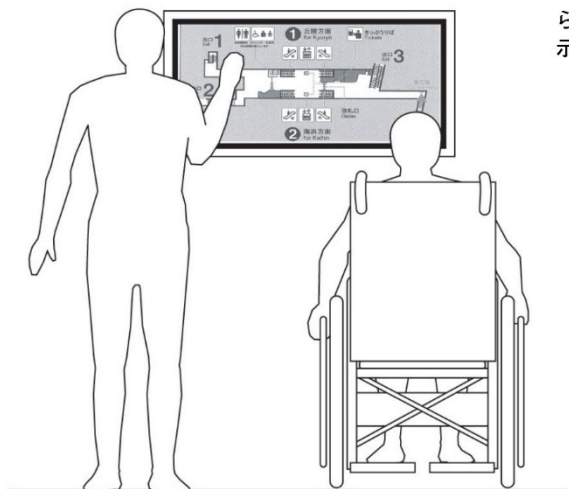
必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	案内標示の仕様	<p>●案内場所に案内板を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とする。〈建23の1〉</p> <p>①案内板の高さ、文字の大きさおよび標示等は、高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいものとする。</p> <p>②点字による表示または音声その他の方法により視覚障害者が当該施設を円滑に利用できるものとする。</p> <p>●案内板または「2室内に関する事項 (1) 便所・洗面所 (P.I-65)」に規定する車いす使用者便房およびオストメイトや乳幼児のための設備を設けた便所の表示その他これらに類する案内または誘導のための標識を設ける場合は、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示を行う。〈建23の(3)〉</p>	<p>→ (図 I.4.2.1)</p>
	設置場所等	<p>●病院・診療所等のうち病院にあっては、診察および投薬を待つための文字による表示装置(投薬を行わない病院にあっては、投薬に係る表示装置を除く。)を受付等に設置する。〈建23の(2)〉</p>	
バリアフリー法	目の見える人への案内設備	<p>●建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。(政令第20条)</p>	<p>→ (図 I.4.2.2)</p> <p>その他の設備としては、音声案内(モニター付きのインターホン等)又は案内所等がある。</p> <p>【国土交通大臣が定める方法】</p> <p>(国土交通省告示第1491号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字等の浮き彫り ・音による案内 ・字及び上記2つに類するもの <p>具体的には、点字や文字・配置図等を浮き彫りにした触知図案内板、インターホン等。触知図案内板の点字の表示方法等については、JIST0921、情報内容及び形状表示方法等についてはJIST0922が参考となる。</p>

必ず整備すべき基準		解説	
バリアフリー法	視覚障害者への案内設備	●建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。（政令第20条）	
	案内所	●案内所を設ける場合には、上記の規定は適用しない。 ●案内所は、車いす使用者が円滑に利用できるものとしなければならない。（政令第20条）	→ 車いす使用者が利用できるように座位用のカウンター部分を設ける。 カウンターについては、
望ましい整備		解説	
案内標示の仕様	○必要に応じて外国語を併記する。 ○案内板の標示は、弱視者や白内障の黄変化視界等でも識別しやすいよう色彩や明度差に配慮する。また、案内板による標示だけでなく、床面の色分け等も有効である。 ○必要に応じ、視覚障害者のために音声または放送による案内設置を設ける。 ○記号標示等でわかりにくいものには、可能な限り文字の併記をする。 ○逆光や反射グレアが生じないように、案内板の仕上げや設置位置、照明灯に配慮する。 ○聴覚障害者のために、手話通訳ワープロや字幕挿入等による案内にも配慮する。 ○案内標示は、遠くからでもその存在がわかりやすく、また近寄って確認できるように配慮する。	→ (図 I.4.2.1) 文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいため避け、できる限りシンプルなものとするのが望ましい。 タッチパネル式の案内表示は、視覚障害者には使いにくい。 文字の書体は認知のしやすいものとするのが望ましい。 施設の用途により主要な案内板、表示板等は外国語を併記するのが望ましい。	
設置場所等	○金融機関・郵便局および官公庁舎等のうち、受付等において呼出を行う施設は、文字による表示装置を設置する。 ○公共施設や銀行などでの受け付けにおける順番待ち標示等は、番号札と電光掲示板等文字との併用とする。 ○建物内の施設の配置が複雑な場合は、玄関付近に見やすく、かつ通行の支障にならないように（視覚障害者が位置や方向を確認しやすいよう、できる限り玄関の正面とする。建物概要を表示した点字案内板、または触地図案内板を設ける。（図 I.4.2.1） ○点字標示の設置場所としては、主に次の場所が挙げられる。 ・エレベーターの乗場ボタンおよびかご内の操作盤 ・案内板 ・便所の標示板 ・階段、廊下等の手すり ・玄関の呼出設備（インターホン）	大きな建築物や構造・空間構成が複雑な建築物等においては、案内表示や誘導、音声案内、文字情報等の配置は、特に注意する必要がある。また、人によるサポートがあると誰もが安心して使えるので、建築的な対応に加えて人やインターホン等を配置し、ソフト面でも対応することも考えられる。	
インターホン	○受付がない場合の触知図案内板には、必要に応じてインターホン（モニター付）を併設する。 ○インターホン（モニター付）の設置高さは100cm程度とする。		
休日等の対応	○病院等では、休日・夜間緊急時に使用可能な呼び出し設備を玄関付近に設ける。		

望ましい整備		解説	
誘導鈴	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、誘導鈴を玄関付近等に設置する。(歩道、アプローチから玄関のおおよその位置を知らせる目的のもの。) ○誘導鈴の設置に際して、音量や設置場所、スピーカーの指向性などに十分配慮する。 		
画像・光・振動による案内	<ul style="list-style-type: none"> ○聴覚障害者には、館内放送やアナウンス、サイレンなどの音声による案内情報が伝わらないため、これらを画像・光・振動等の情報に転換して伝える。 ○光による案内としては、出入口のノックの振動やインターホンの音、電話のベルなど日常生活の中で発生する音の情報をセンサーでキャッチし、照明器具の点滅やフラッシュライトなどで知らせるシステムを設置する。 ○振動による案内としては、目覚まし時計、ドアのノック、インターホン、ドアチャイム、電話／ファックスの着信音などを感知し、親機、子機、携帯用バイブレーターなどに微弱電波を利用して通報するシステムを設置する。 ○役所、病院、銀行等では、利用者案内や呼び出しを音声によるほか、聴覚障害者への配慮として文字情報やこれに代わるサインがわかるディスプレイ装置等を備える。 		<p>(図 I.4.2.3、図 I.4.2.4)</p> <p>表示板の設置に際しては、照明計画、コントラスト等について総合的な検討を行うとともに反射やちらつきがないような配慮をすることが望ましい。</p> <p>表示板の設置については、国土交通省総合政策局「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 平成 25 年 6 月」 (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html) が参考となる。</p>

チェック項目 (必ず整備すべき基準)					
23 案内標示等	(1) 案内場所に案内板の設置 (無の場合は、以下は記入不要)			有	無
	案内板の構造 (1以上)	ア	案内板の高さ、文字の大きさ、標示等に配慮したもの	有	無
		イ	点字、音声その他の方法により視覚障害者の利用に配慮したもの	有	無
	(2) 診察および投薬を待つための文字による表示装置の設置 (病院)			有	無
	(3) 案内板、便所に係る表示その他案内または誘導のための標識を設ける場合は、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示			有	無

主要案内板



主要案内板

建築物又は敷地には移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等・便所・駐車場の配置を表示した案内板を設ける。

視覚障害者に示す方法

- ・点字
- a: 文字等の浮き彫り
- b: 音による案内
- C: 点字、a、bに類するもの

図 I.4.2.1 主要案内板

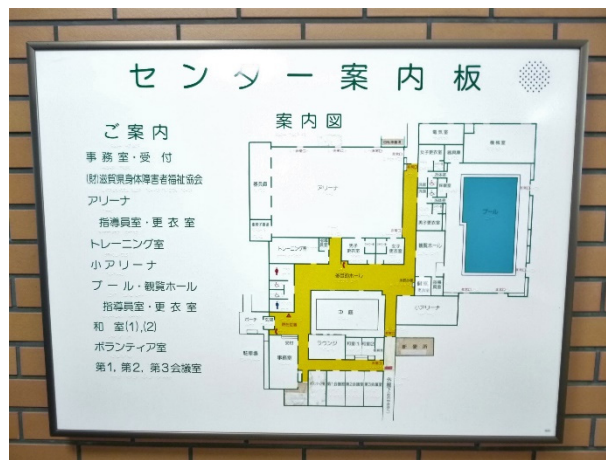


図 I.4.2.2 案内板設置例

電光掲示による呼び出しカウンターの例

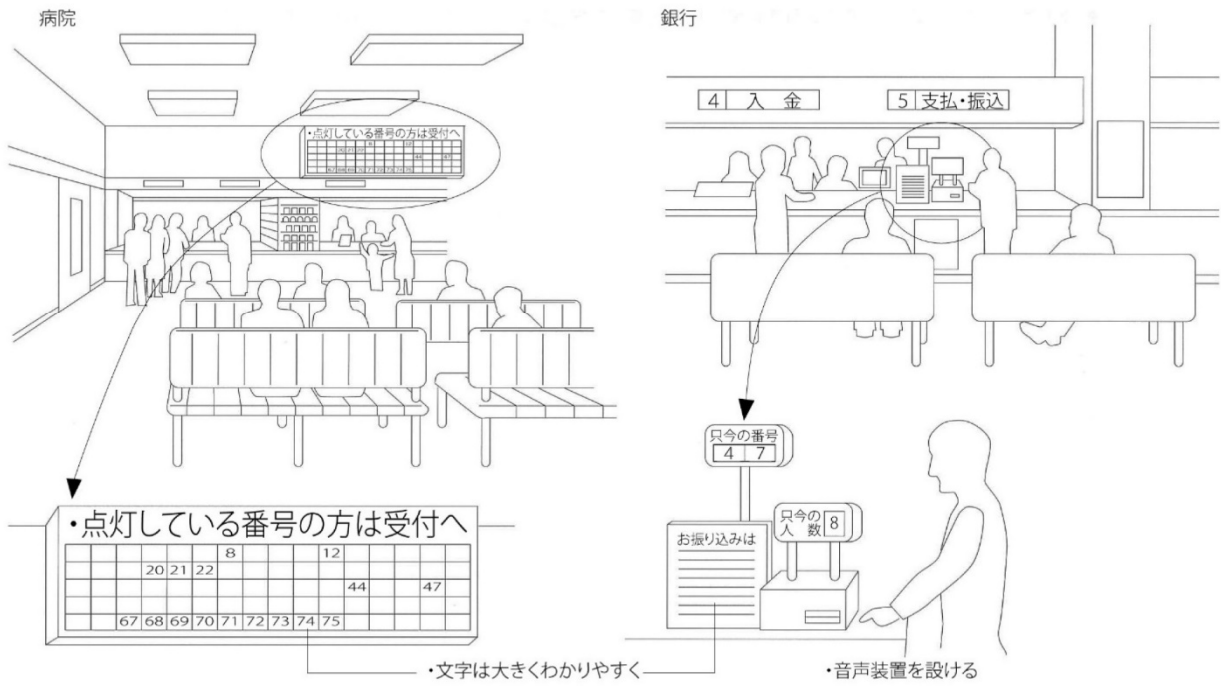


図 I.4.2.3 電光掲示板等設置例



電光掲示板

図 I.4.2.4 設置例

[3] 緊急時の通報・誘導

基本的な考え方

緊急の事態が発生した時は、非常時であることを知らせ、安全に避難できるよう誘導しなければなりません。しかし、障害がある人などの中には情報の伝達や迅速な行動が困難な人もいるため、こうした人にも、正確な情報伝達と安全な誘導体制に十分配慮した施設づくりが必要です。

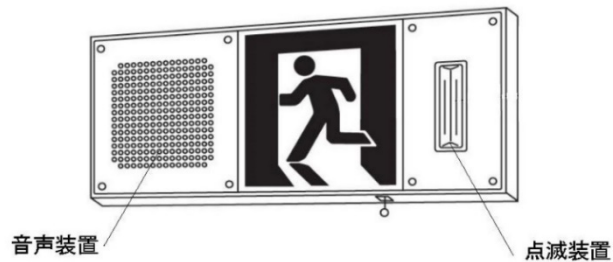
●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準			解説
整備基準	警報装置 (誘導灯)	●公会堂・集会場、劇場・映画館等および旅館等における緊急時の避難設備として、自動火災報知設備(消防法施行令(昭和36年政令第37号)第21条に定める基準の設備をいう。)を設ける場合は、視覚障害者や聴覚障害者に配慮し、非常時を知らせる点滅灯および音声誘導装置を設ける。〈建24の(1)〉	→ (図 I.4.3.1～図 I.4.3.4)
	くぐり戸	●公会堂・集会場、劇場・映画館等および旅館等における緊急時の避難設備として、廊下、階段その他の通路において、防火戸(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第18項に定める特定防火設備または防火設備として設ける戸をいう。)にくぐり戸を設ける場合は、当該くぐり戸は次に定める構造とする。〈建24の(2)〉 ① 幅は、車いす使用者が通ることができるよう、80cm以上とする。 ② 戸の下部は、またぐ必要のないものとする。	
望ましい整備			解説
警報装置 (誘導灯)	○安全に移動できるよう、高輝度誘導灯を使用する。 ○非常時に不点灯にならないよう、電池内蔵型の誘導灯を使用する。 ○警報装置は、光および音によって非常事態の発生を告げる装置とし、自動火災報知器と連動させる。 ○記号標示等でわかりにくいものには、可能な限り文字の併記をする。	→	(図 I.4.3.1)
緊急時の誘導	○緊急時の誘導は、放送による誘導案内とともに電光文字標示装置を設置するなど視覚障害者や聴覚障害者にも配慮する。 ○避難時には煙を避けるために、伏せる等姿勢が低くなることから、低い姿勢からもわかりやすい誘導に配慮する。		
避難経路	○想定される避難経路は、段を設けない。 ○避難経路は、だれもがスムーズにかつ、できる限り自力で避難できるように、わかりやすい動線や防火ドアの構造、安全区画等に配慮する。		
一時避難施設(一時避難スペース)	○車いす使用者等は、階段を利用して避難することが困難なため、安全に救助を待つための一時避難施設(一時避難スペース)を階段に隣接したバルコニー、階段の付室等の安全な場所にできる限り設置する。		

チェック項目(必ず整備すべき基準)

緊急時の避難設備 (公会堂・集会場、劇場・映画館等および旅館等)	(1) 自動火災報知設備の設置(無の場合は、以下は記入不要)		有	無	
	非常時を知らせる点滅灯および音声誘導装置の設置		有	無	
	(2) 防火戸にくぐり戸の設置(無の場合は、以下は記入不要)		有	無	
	くぐり戸の構造	幅は、80cm以上	cm		
		戸の下部は、またぐ必要のないもの	有	無	

光等による非常警報装置



光の点滅により避難口の場所・方向を的確に知らせる為の誘導灯。自動火災報知設備と連動してランプが点滅する。煙霧等により、避難口の誘導灯が確認しにくい、看板等で誘導灯との判別がつきにくい、高齢者や身障者等の安全な避難を考えたいなどの場合に非常に有効である。

点滅型誘導灯に誘導音を加え、自動火災報知設備と連動し、非常時には音声とランプの点滅によって避難口の位置や避難方向を的確に知らせ、より積極的な誘導を行う。視覚障害者等が入り出す場所での誘導やまた他の設備などにより避難口が見えにくい場所での誘導などに効果がある。

図 I.4.3.1



聴覚障害者は、視覚や身体に障害を持つ人のように、白い杖や車いすを利用することがないため、外見ではなかなか健常者と見分けが付きません。そのため、事故や災害の発生時に避難情報や警報があっても取り残されやすくなってしまっているのが現状です。そのような状況を、緊急情報システムを利用することにより、目視による緊急警報の確認が可能となり災害から避難するための援助を行うことができます。

図 I.4.3.2 非常用文字表示装置の設置

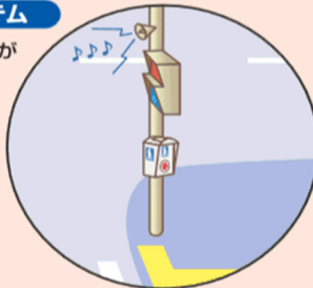
自分の意志で操作することにより音響・音声案内を受けられる小型送受信機です。常に動作する音響・音声案内と違い、必要なときに必要な音響・音声案内を受けられます。また、事前情報提供エリアを受信する機能を備えていて、エリアを受信したとき、「ピッピッピ」と本機からお知らせします。音響・音声案内が必要なとき本体の上にある押しボタンスイッチを押すだけで、誰でも簡単に音声案内を受けられます。

大きさが携帯電話サイズですので、ポケットに入れたまま持ち運べ、お好みのストラップを付けることで落下を防ぐことができます。



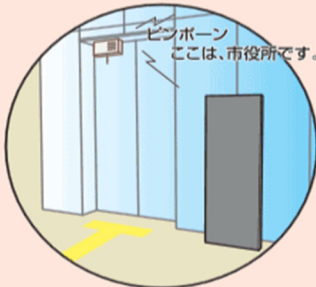
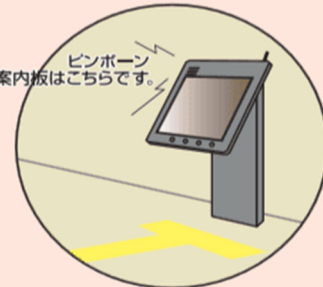
交通弱者のための感応信号機システム

お年寄りや身体の不自由な方々(交通弱者)が信号機のある横断歩道を安全に通行できるように、警察庁の指導により開発されたものです。このシステムのある信号機では、利用者が携帯する小型送受信機から送られる電波を信号機の制御装置が受信して歩行者用の青信号の時間を延長したり、盲人用信号機の操作ボタンを押すことなく遠隔操作で、メロディや音響を流します。



音声触知案内板

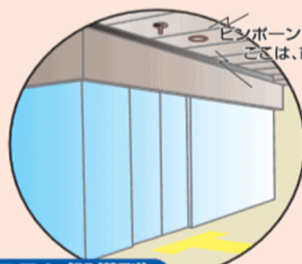
視覚障がい者でも点字が読めない・触知が不得手だという人・お年寄りなど、みなさんにご利用いただける音声案内付きの案内板です。触知図の板面に組み込まれた、ボタンスイッチを押すことで、館内施設の内容や施設の利用方法等について、音声案内が放送される仕組みです。



音声標識ガイドシステム(一体型)

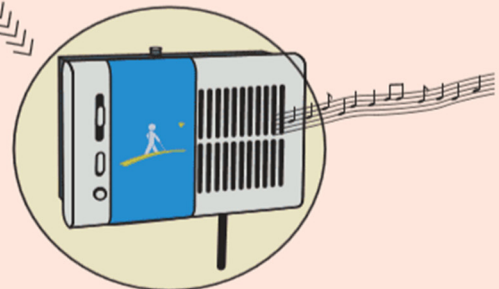
視覚障がい者や体の不自由な方に、公共施設の入口や受付・トイレなどの位置案内を放送する装置です。送受信アンテナ・スピーカ・制御装置が一体となった装置です。

小型送受信機



音声標識ガイドシステム(設備型)

視覚障がい者や体の不自由な方に、公共施設の入口や受付・トイレなどの位置案内を放送する装置です。送受信アンテナ・スピーカ・制御装置が別々に設置できる装置です。



個人向け音響案内装置

主に、個人向けの自宅玄関用音響案内装置です。2種類のメロディが選択できます。

図 I.4.3.3 音声誘導案内

トピックス～音声誘導案内の現在

白杖を画像検知し、トイレの場所を音声で案内。

大津市 道の駅「妹子の郷」の24時間利用可能なトイレに設置された「白杖利用者向け音認識し、白杖利用者の方に向けてトイレの場所を自動的に音声案内する」



白杖を検知するために設置されたダイナイトカメラ。低照度でも鮮明な映像を撮影することが可能



画像認識技術により白杖を検知した場合にのみ、このスピーカーからトイレの場所を報せる案内放送が流れる。



図 I .4.3.4